

中小企業向け所得拡大税制の改組について

今年の3月決算法人より適用される新しい所得拡大促進税制について改正前との比較を通じて、改正点について解説していきます。※資本金1億円以下の中小企業者を前提としています。

I 改正前後の要件・控除額比較表

	改正後	改正前
適用要件	基準年度の廃止	基準年度(H24年)の給与総額から一定割合増加
	給与総額が前年度の給与総額を超える	給与総額が前年度の給与総額以上
	継続雇用者の給与総額が前年度比1.5%以上増加	継続雇用者の各人ごと平均給与が前年度を超える
税額控除額	前年度からの給与総額増加額×15%(通常)	基準年度からの給与総額増加額×10%
	法人税額の20%が限度(改正なし)	法人税額の20%が限度

II 上乗せ措置について

以下の要件をすべて満たす場合には、上記の税額控除額が前年度からの給与総額増加額の25%となる控除額の上乗せ措置があります。

- ① 継続雇用者の給与総額が前年度比2.5%以上増加
- ② 次のうちいずれかを満たす
 - イ 教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること
 - ロ 当期末までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること

III 継続雇用者について

適用要件の継続雇用者については改正前後で定義が変わっており、改正後は当年度、前年度いずれもすべての月に給与等の支給がある従業員(雇用保険一般被保険者に限り、継続雇用制度対象者を除く)に限られます。

継続雇用者に該当するか、否か	改正後	改正前
前年中に中途入社し、当年末まで在籍する者	×	○
前年中在籍しており、当年中に退職した者	×	○
前年中・当年中に休職期間(無給)がある	×	○

改正前は適用要件の確認のため、各人別に各月の支給額を集計し、そのうち継続雇用者について在籍月数から平均給与額を算定する必要がありましたが、改正後は、すべての月に在籍する継続雇用者の給与総額のみ比較すれば良く、適用要件の確認が容易になりました。

IV 教育訓練費増加要件(上乗せ措置)について

上乗せ措置を適用する際の教育訓練費とは以下のものに限られます。

- ・法人が自ら教育訓練を行う場合の「外部講師に支払う報酬」「施設利用料」
- ・研修等を委託して教育訓練を行う場合の「講師の人件費・施設利用料などの研修委託費」
- ・他の者が行う教育訓練に参加させるための「外部研修参加費」

教育訓練中の従業員の人件費や交通費、宿泊費は対象外とされており、時期・内容・受講者がわかる明細書の添付が必要とされています。

V 経営力向上要件(上乗せ措置)について

上乗せ措置を適用する際の経営力向上要件については、以下の手続きが必要となります。

- 1、当期末までに経営力向上計画の認定を受けること。(設備投資がなくても認定を受けることは可能)
- 2、経営力向上計画に基づき、生産性など一定の指標が向上しており、経営力向上報告書を経済産業省に提出すること。(経営力向上計画申請プラットフォーム(インターネット)より計画力向上報告書の作成・提出が可能)
- 3、経営力向上計画の認定書の写し、認定を受けた経営力向上計画の写し、2で作成した経営力向上報告書等必要書類を添付して税務申告を行うこと。